

省 令

国土交通省令第八十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第三項、第百九条第四項及び第百三十七条の二の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月九日

国土交通大臣 石井 啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

| | |
|--|--|
| <p>4 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>四 第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>二 第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> | <p>(事業の許可)</p> <p>第二百十條 (略)</p> <p>2 法第百条第三項の国土交通省令で定める国際航空運送事業に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機の二国間における運航（国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）を行おうとする場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ 二酸化炭素排出量（当該運航に伴う二酸化炭素の年間の排出量をいう。ロ及び第二百二十条の二第三項第四号において同じ。）の把握に関する事項</p> <p>ロ 国土交通大臣に対する二酸化炭素排出量の報告に関する事項（当該二酸化炭素排出量が一万トンを超える場合に限る。）</p> |
| <p>4 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>三 法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 (新設)</p> | <p>(事業の許可)</p> <p>第二百十條 (略)</p> <p>2 法第百条第三項の国土交通省令で定める国際航空運送事業に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> |

附 則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に航空法第百条第一項の許可を受けている者（国際航空運送事業を営し、この省令による改正後の航空法施行規則第二百十条第三項の規定に基づき、航空法施行規則第二百十条第三項の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となつた事項について、平成三十年十一月三十日まで、同法第百九条第一項の規定に基づき変更の認可を受けなければならない。）は、平成三十年十一月三十日まで、航空法第百九条第一項の規定に基づき変更の認可を受けなければならないこととなる者は、当該認可を受ける日までの間は、なお従前の例により航空運送事業を営むことができる。

第三条 航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正（航空法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|---|--|
| <p>改正後</p> <p>第二百十條第二項第三号イ中「第二百二十条の二第三項第四号」を「第二百二十条の二第三項第五号」に改める。</p> <p>第二百二十条の二第三項中第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(新設)</p> <p>第二百二十条の二第三項に次の一号を加える。</p> <p>四 (略)</p> |
|---|--|

告 示

外務省告示第三百四十一号

平成三十年九月二十五日にヤウンデで、カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容
食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 三億円
- 3 署名者
日 本 側 岡村邦夫在カメルーン大使
世界食糧計画側 アブドゥライ・バルデ在カメルーン事務所代表

平成三十年十一月九日
外務大臣 河野 太郎

外務省告示第三百四十二号

平成三十年九月二十五日にブラザビルで、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容
食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 二億円
- 3 署名者
日 本 側 軽部洋在コンゴ共和国大使
世界食糧計画側 ジャン・マルタン・パウワ
在コンゴ共和国事務所代表

平成三十年十一月九日
外務大臣 河野 太郎